

仙台赤門短期大学における外部研究費等の運営・管理に関する行動規範

(令和5年11月15日教授会承認)

仙台赤門短期大学(以下、「本学」という。)は、「仙台赤門短期大学外部研究費の運営・管理に関する規程」に基づき、外部研究費等の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学の研究者及び事務職員等、外部研究費等の運営・管理に関わる者(以下、「構成員」という。)は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、外部研究費等の使用にあたり、資金配分機関が定める規則及び本学の規程とその使用ルール、その他関係法令・通知等を遵守しなければならない。
2. 構成員は、外部研究費等は本学が管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
3. 事務職員は、専門的知識をもって外部研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を行うように努めなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して外部研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は、外部研究費等の使用にあたり、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 構成員は、外部研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
7. この行動規範の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

注)外部研究費等とは、国や地方公共団体の機関、独立行政法人、民間の機関等から学術研究を支援するために研究者個人又は大学に交付され、大学がその執行等に関する管理責任を有する競争的研究資金のことを言う。